

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について

このことについて、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則を一部改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成26年7月29日提出

教育長 野村道朗

説明

この案を提出するのは、平成26年7月8日から配偶者同行休業制度が導入されたことに伴い、公立学校職員の退職手当の調整額の算定に関し、関係規定を整備する必要があるからである。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の理由

地方公務員法の一部改正(平成 26 年 2 月 21 日施行)及び職員の配偶者同行休業に関する条例の制定(平成 26 年 7 月 8 日施行)により、配偶者同行休業制度が導入されたことに伴い、公立学校職員の退職手当の調整額の算定に関し、関係規定を整備する必要があるため。

2 改正の内容

配偶者同行休業により現実に職務に従事することを要しない期間を、退職手当の調整額の算定対象から除外する。

3 施行期日

公布の日

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年 月 日

愛知県教育委員会委員長 豊 島 半 七

愛知県教育委員会規則第五号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年愛知県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の八第一号中「又は同法」を「、同法」に、「」により「を」又は同法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業により」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新

(退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等)

第二条の八 条例第六条の五第一項に規定する教育委員会規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- 一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由、同法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業(職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年愛知県条例第五十七号)第十一条第三項の規定により読み替えて適用される条例第七条第四項に規定する場合に該当するものを除く。)

二以下 略

旧

(退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等)

第二条の八 同上

- 一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又は同法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業(職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年愛知県条例第五十七号)第十一条第三項の規定により読み替えて適用される条例第七条第四項に規定する場合に該当するものを除く。)

二以下 略